

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和４年～令和８年

（令和４年３月策定）

大 阪 府

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法(昭和 23 年法律第 165 号)に基づき、普及指導員が直接農業者に接して普及指導を行うことなどにより、農業者の育成並びに農業の持続的発展及び農村の振興を図ろうとするものである。大阪府においても、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして本事業を積極的に活用し、農業生産の向上及び安定、産地の育成、新技術の確立及び普及、担い手の育成確保及び経営強化、地産地消の推進等の様々な課題に取り組み、成果を上げてきたところである。

しかしながら、大阪の農業及び農空間は、農地面積や農家戸数、農業産出額の減少に見られるように、非常に厳しい環境にある。そのような中、都市農業を推進し農空間を積極的に守り育て、その公益的機能の維持増進を図るため、平成 20 年に施行した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき農政を推進してきた。さらに、「新たなおおさか農政アクションプラン」(H29 年度～R3 年度)では、重要な産業としての大阪農業の振興(しごと)、農を身近に感じ愉しめる機会の充実(くらし)、大阪農空間の多様な機能の発揮促進(地域)を3つの柱として各種施策を実施してきた。令和4年3月に、これまでの成果と課題を踏まえて、新たな目標とその達成に向けた取組方向を定める次期「おおさか農政アクションプラン」(R4 年度～R8 年度)(以下、「アクションプラン」という。)の策定をした。

本方針では、国が定める「協同農業普及事業の運営に関する方針」との整合を図りつつ、アクションプランに掲げる施策目標が早期に実現するよう、普及事業を効率的・効果的に展開するための、課題と対策の方向を示す。

第2 普及指導活動において取り組む課題

大阪府の協同農業普及事業については、アクションプランに掲げる将来像の実現のために3つの取り組む方向性「力強い大阪農業の実現」、「豊かな食や農に接する機会の充実」、「農業・農空間を活かした新たな価値創造」に基づき、施策を着実に推進することを基本とし、今後5年間においては、下記の7つの課題に重点的に取り組むものとする。

なお、近年、社会情勢が急速に変化することから、緊急的に取り組むべき課題が生じた際には、第5の2の(2)の普及指導計画に関わらず重点的に取り組むこととする。

1 意欲の高い農業者の経営改善支援

大阪農業の成長産業化に向けて、大阪農業を魅力ある産業として発展させ、次代に継承していくには、より収益性の高い経営への誘導・確立が重要であることから、経営拡大を志向する農業者が有する課題(雇用・労務管理・投資計画、コスト低減、法人化等)の解決に向けて支援する。

- (1) 経営拡大意向を有する農業者等への集中的な支援
 - ア 対象を明確化し重点的指導を実施（重点的担い手育成システムの展開）
 - イ 経営コンサルタントの派遣（経営強化コンサルプロジェクト）
（雇用、労務管理、投資計画、法人化の支援等）

2 新規就農者・企業の確保育成

大阪農業の成長産業化に向けては、1の課題を着実に実施するとともに、新たな担い手の確保に向けた取組を実施する必要がある。そこで、新規就農や企業の参入を促進するため、地域での新規就農者等の受入促進に向けた取組や、地元の農業者の指導のもと、地域特産物の生産技術を学び、就農までをサポートする研修プログラム等の取組を進める。

- (1) 地域密着型の新規就農者確保対策
 - ア 地域での新規就農者等の受入促進に向けた人・農地プランの作成支援
- (2) 大阪での新規就農経営モデルの作成
 - ア 新規就農者の早期安定経営につながる営農モデルの作成
（いちご、なす、えだまめ、きくな、ぶどう等を中心とした品目の営農類型）
- (3) 新規就農者等の支援体制強化と取組の具体化
 - ア 地域特産品目や有機農産物を対象としたスタートアカデミー(農業研修)の開催

3 マーケットインの発想による重点品目の生産振興

大阪農業の成長を持続性のあるものにするためには、個々の経営体の育成に向けた取組に加え、府内の主要品目・産地の支援を図る必要がある。そこで、大阪府において成長が見込める品目（ぶどう、きくな、いちご、なす、えだまめなど）の産地活性化に向けた施策に取り組む。

- (1) 生産量確保に向けた生産体制構築
 - ア 計画的、持続的な新規参入者の確保・育成（スタートアカデミー（農業研修）開設）
 - イ 中間管理事業等による経営規模拡大や新規就農等の促進に向けた農地の確保
- (2) 高品質化等に向けた生産技術の向上
 - ア 複合環境制御技術などスマート技術を活用した高収量・高品質生産の支援
- (3) 消費者ニーズに応じた販売戦略
 - ア 重点品目の地域ブランド化の推進（北摂いちご、八尾えだまめ、泉州きくな等）
 - イ ニーズに応じた出荷規格の設定（ぶどう等）
- (4) 農繁期の産地に必要な労働力を提供できるシステムの確立

- ア 年間を通じた府内産地の労働力確保と新たな担い手の農業参画の場づくりを行う「産地リレー」の取組推進

4 成長と持続に資するスマート技術導入の推進

販売額増加を図る生産者への規模拡大や品質向上等への支援を進めるとともに、大阪農業の成長を持続性のあるものにするため、本府の農業の特性に応じたスマート農業技術の導入・普及を図り、省力化や高収益・高品質化を推進する。

(1) 持続可能な農業の展開

- ア 栽培管理データの共有による技術力の向上やマニュアル化の推進
- イ 熟練技術の学習・伝承システムや、経営・雇用管理システムの導入推進
- ウ 省力化ロボット・機械（草刈機、ドローン等）の導入や作業受委託・共同利用の推進

(2) 施設園芸の高収量・高品質化及び省力化に向けた取組

- ア 複合環境制御によるデータ駆動型農業の推進（主要品目(なす、ぶどう、いちごなど)におけるデータの見える化)
- イ AI 技術によるかん水などの農作業の自動化、省力化等の推進

5 大阪産（もん）購入拠点の充実

大阪府の直売所数は近年横ばい傾向であり、北部、中部地域の直売所数と販売金額は、人口規模から見てまだ少ない状況であることから、大阪市や北部、中部でのインショップ等を含む購入拠点の拡大・充実が必要である。そこで、都市農業で生産される新鮮で安全安心な農産物を求める府民のニーズに応える購入機会の拡大、販路拡大に向けた農業者の支援等に取り組む。

(1) 身近なところで大阪産（もん）を購入できる機会の増加

- ア 都心部及びその周辺での販路拡大に向けた農業者への支援
- イ 直売所を核とした地域農業の活性化に向けた支援

6 食と農の連携による大阪産（もん）の魅力向上

コロナ禍における価値観の変化により、健康を高める食品等（免疫向上等）の需要が増加している中、食味や健康への機能を向上した大阪産（もん）の生産により付加価値を向上し、府民にうれしいだけでなく機能性も向上した農産物を提供する取組を推進する。

(1) 食味や機能性の高い農産物の生産拡大

- ア 食味や機能性向上に向けた栽培技術の実証

(2) 6次産業化の推進

- ア 大阪産（もん）6次産業化サポートセンターによる農業者支援

7 農分野での脱炭素社会への貢献

SDGs や環境に対する関心が国内外で高まり、脱炭素社会の実現に向けた農業分野での貢献が求められている。そこで、環境への配慮の観点に加え、より安心な農産物を求めたいという消費者のニーズに対応するため、有機農業の推進と販路拡大に取り組む。

(1) 有機（エコゼロ）農産物の生産拡大

(2) 農業生産に伴う CO₂ の吸収・抑制

ア 未利用資源等の活用・堆肥化等による土づくりの推進

第3 普及指導員等の配置に関する事項

1 普及指導員の配置に関する考え方

普及指導員の配置に当たっては、農業情勢の変化や農政の展開方法を踏まえ、試験研究機関、本庁農政関係部門及びJA等の関係機関との連携を強化し、効果的効率的な普及活動が展開できるようにする。

2 普及指導員の配置

農業者の高度かつ多様なニーズ、及び地域農業の抱える課題への対応を図ることができるよう、普及指導員を配置する。

普及指導員の配置については、効果的に普及事業を実施する観点から、農の普及課及び普及事業担当課におく。

3 農業革新支援専門員の配置

野菜、花き、果樹、普及方法、農産物利活用、経営の6分野において、2名の普及指導員等による専門チーム(2B)を設置し、そのうち1名を農業革新支援専門員とする。

農業革新支援専門員は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所に加え、他府県の普及機関や研究機関、国の研究機関、あるいは企業等との連携強化を図り、適切な役割分担により、重点プロジェクトに積極的に取り組むなど、専門技術の高度化や広域的な課題への取組、政策課題への対応を行うとともに、普及指導員への研修を実施する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 普及指導員の資質向上に関しての基本的な考え方

普及指導員が、多様な農業の担い手のニーズに応え地域農業を振興するため、その有する機能を十分発揮できるよう、国等が実施する研修に積極的に参加させるとともに、府において作成した人材育成計画に基づき、新任期研修やOJT研修（業務の遂行の過程内において行う教育訓練）等を実施する。

また、普及指導員は、栽培や経営管理等の技術を活かした課題解決能力の発揮が強く求められていることから、自己研修活動や調査研究活動により、指導能力を向上させる。

2 普及指導員の研修

普及指導員が高度な農業技術及びそれらに関する総合的な知識を普及し、また、地域農業の振興のための指導や、農業経営に関する課題解決を支援する機能が発揮できるよう、必要な研修を行う。研修実施に当たっては、国や独立行政法人等が主催する研修への参加の他、府が実施する講義・討議等を中心とする集合研修、職場内での OJT 研修、農家・研究機関等での研修等の様々な手段を活用するものとする。

任用 1～2 年（実践指導力確立期）には、トレーナーを設置し、スペシャリストとして必要な基礎的な技術や実践的なコミュニケーション能力、課題解決手法を習得する。また、新任期営農現地研修による農業現場での研修により、現場の実態把握能力や基礎的技術能力を習得する。

任用 3～5 年（専門指導力確立期）には、サポーターを設置し、プロジェクト研修等を通じて、さらに技術や実践的なコミュニケーション能力、課題解決手法、そして普及活動手法について習得する。

任用 6～7 年（総合指導力確立期）の普及指導員には、スペシャリスト機能及びコーディネート機能を高めるための研修等を実施することにより、コーチング能力を習得し、早期に普及組織の中核となる資質を備えた普及指導員として育成する。

また、普及指導員は、求められる役割を十分に発揮し、課題に的確に対応するため、調査研究活動及びその成果の検討、共通課題の検討、情報交換等を行う研究会活動の充実・強化等により、幅広い専門的な知識及び技術を習得するよう努める。

なお、研修の実施にあたっては、農業革新支援専門員を含む複数の普及指導員等により、研修計画の作成、研修の実施、研修効果の評価を行う。

第 5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動においては、アクションプランに掲げる施策を推進するため、主要農業者の経営拡大に向けた支援など重点度の高い課題を中心に、解決に向けた普及活動を実施するとともに、各関係機関との適切な役割分担より、普及活動の成果を高める。

2 効率的かつ効果的な普及活動体制の整備

（1）普及指導センターの設置及び運営

本府においては、農業改良助長法第 12 条第 2 項各号に規定する普及指導センターの事務をつかさどるため、大阪府農と緑の総合事務所（4 カ所）に農の普及課を設置する。

農の普及課では、農業者等の経営強化と地域活性化に向けた取組や農業者等に対する

情報提供及び相談その他の活動を行い、農の普及課長については、農政全般、特に普及事業に関する深い見識と経験を有する普及指導員を充てるものとする。

(2) 計画的な普及指導活動の実施とその成果等の適切な評価

普及活動の実施に当たっては、新規就農者を含む農業者や農業団体の経営改善目標の達成を総合的に支援するために農業者のニーズの把握に努める。

また、早期に課題解決を図るため、試験研究機関と連携し、研究課題の決定段階から参画するなど積極的に取り組むものとする。

普及活動においては、計画的に事業展開を図るため、普及指導基本計画（5カ年）と普及指導年度計画（1カ年）を策定し、常に点検・検証を行うことを基本として取り組むものとする。

普及指導年度計画については、課題ごとの活動内容を整理し、計画的な活動を心がけるとともに、定期的に進捗状況を把握し、最適な活動を行えるよう努める。

成果については、普及指導活動の外部評価委員会において、地域の農業者や関係者等（場合に応じて、学識経験者や消費者、民間企業、マスコミ等含む）との意見交換を行うことにより、普及活動の成果や普及指導活動の体制等について評価を受け、その結果を公表するとともに次年度以降の活動へ反映させるものとする。

3 「農の匠」(注1)や民間専門家との連携・役割分担

高度な農業技術の実践指導や農業経営の分析・診断に基づく経営指導、農業の法人化など、普及活動に求められる課題がより高度化・複雑化する中で、高度な専門知識を有する民間専門家を活用し、効率的な普及活動に努める。新規就農者の確保・育成等に関する農業技術の指導については「農の匠」など技術力が高い先進的農業者の協力を得る。

また、普及活動は「A等民間」と情報共有を行い、適切な役割分担のもと、技術指導や産地育成を実施することとする。

(注1)「農の匠」

自ら優れた農業経営を行い、将来の地域農業の中核となる農業後継者の確保・育成に深い理解と熱意で指導的な役割を果たし、意欲的に地域農業の振興に取り組んでいる農業者として、知事が認定した者。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 行政施策の活用支援

農業の担い手育成に関する支援を効果的に進める観点から、経営開始資金・就農準備資金（旧農業次世代人材投資資金）や青年等就農資金などを普及指導活動の有効な手段として積極的に活用する。また、農業者や地域の課題解決の手段として、各種補助奨励事業等を普及指導計画に位置づけ、事業の効率的な実施と有効活用を進める。